

深川市農業委員会総会議事録

(第 3 回)

令和3年6月28日

開 会 1 0 時 3 0 分

閉 会 1 0 時 5 8 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知	○	
10	松浦明美	○	
11	山川功	○	
12	清水義博		○
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志	○	
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁	○	
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

第3回深川市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月28日（月）10時30分
- 2 開催場所 市役所大会議室
- 3 出席委員 栗野 良寛委員 外25名
- 4 説明員 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・河崎主任
- 5 書記 佐藤主任

宮谷局長	開会宣言（10時30分） それでは只今から、令和3年度第3回深川市農業委員会総会を開催します。清水義博委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。
菊入会長	お忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。漸く夏がやってきたというような天候で、我々は昨年7月に農業委員に任命されましたが、今回で12回目の総会となります。後二年間の任期、よろしくお願ひします。新型コロナウイルスにより6月に予定されていた、北海道農業会議の総会、北海道農業者年金協議会の理事会、総会そして常設審議委員会が全て書面開催となりましたが、滞りなく終了しましたので、ご報告いたします。また、6月開催の市議会ですが、農業委員会に関係する質問がありませんでしたので、本会議への出席はありませんでした。また、ふかがわ夏まつりは中止ということで、代わりに抽選会を企画しているようです。農業対策協議会としましては、市内の料飲店を通じてお客様にお米を配っていただきたいということで、準備をすすめております。小中学校の児童・生徒へのお米配付を計画しており、準備中です。また新聞報道もされましたが、農協から拓殖大学の学生さんに対して、お米が配布されました。話を聞くところでは、5月・6月はアルバイトが無く大変苦勞している学生もいるようですので、非常に喜ばれていると聞いております。農対としましては、拓殖大学の学生に向けて7月には、電子レンジで温めるパックご飯を一人3個を配布する予定であります。スローフードフェスタを夏に実施することはできませんが、深川産米が地場で消費されるようPR活動に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願ひいたします。本日もよろしくお願ひします。それでは総会に入ります。
菊入会長	日程第1、議事録署名委員を指名します。24番 廣田委員、25番 馬木委員を指名します。
菊入会長	日程第2、諸般報告の（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を局長から報告します。
宮谷局長	それでは私から、5月28日の第2回総会以降、本日の総会前までの主な業務について、ご配布の業務報告書をもって報告とさせていただきます。報告は以上でございます。
菊入会長	次に、日程第3、委員会報告に入ります。 （1）農地特別委員会開催結果報告を安村委員長から報告願ひます。
安村委員長	（資料に基づき説明）
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑等はございませんか。

菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑等なし、ということで報告のとおり承認します。</p> <p>(2) 農民特別委員会開催結果報告を中川委員長代理から報告願います。</p>
中川委員長代理	<p>(資料に基づき説明)</p>
菊入会長	<p>報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑等なし、ということで報告のとおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第4、報告に入ります。はじめに、報告第1号 調整委員の指名について、事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は1件で、売買に係るあっせん申し出です。</p> <p>申出年月日と指名年月日は、全て令和3年6月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、報告第2号 新農業者年金特例付加年金裁定請求について、事務局から説明願います。</p>
後藤次長	<p>農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、記載の方から特例付加年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は1件で、受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、農業廃止年月日等につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局から説明願います。</p>
藤野係長	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、交付をしましたのでご報告いたします。今月は2件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。</p> <p>番号1番は、平成20年及び令和元年度の農地利用状況調査において、年月日不詳より非農地と確認した土地で、農業委員会内規2—(1)一カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合」により「雑種地」、「山林」、「原野」、「宅地」として交付しております。</p> <p>番号2番は、平成28年度の農地利用状況調査において、年月日不詳より非農地と確認した土地で、農業委員会内規2—(1)一カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提</p>

	<p>出があった場合」により「山林」、「雑種地」として交付しております。 説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 （「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第5、議案に入ります。 初めに、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は3件で、申請地及び申請人氏名・理由・貸付人・借受人の経営概況等については記載のとおりです。 番号1番は、合意解約により返還された土地を、新たに経営拡大を図る借受人に貸付けるもので、期間は10年間です。番号2番は、これまで経営主であった貸付人が経営移譲するため、経営拡大を図る借受人に貸し付けるもので期間は10年間です。番号3番は、個人経営から転換して農地所有適格法人を新規設立したことに伴い、これまで農地の使用貸借を受けていた貸付人から、改めて農地を使用貸借するもので、期間は10年間となっております。なお、農地所有適格法人の新規設立による農地特別委員会での審議については、個人経営から法人経営へ転換するために法人を設立する場合で、かつ、農地所有適格法人の要件を満たしている場合は農地特別委員会の審議の対象外となっております。今回の法人が、農地所有適格法人の要件を満たしていることは事務局にて確認済みです。 以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。 説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。 （「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。 今月は33件で、すべて売買の案件です。番号1番は出し手が耕作不能のため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号2番から33番は、すべて北海道農業公社の農地売買等事業の売渡で、受け手は借入地取得により経営安定を図るものです。この内、番号12番、17番、23番が早期売渡で、それ以外は通常の売渡です。資金対応は、33番が自己資金、その他は全てL資金です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p>

	説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号7番で中川委員、番号8番で馬木委員、番号23番で宮武委員の議事参与をそれぞれ制限します。それでは質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題とします。事務局から説明願います。
後藤次長	記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための事業計画変更の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため、審議をお願いいたします。 この案件の許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。申請人は、当初、クラーク記念国際高校が新設する女子バレー部の学生寮建設のため、平成31年1月に許可を受けましたが、その後、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況から、学生寮の設置が取りやめになり、その後は自社でのアパート運営を検討するものの、現在の状況が長引く中では、入居者が見込めず建物の建設計画を断念しました。 今後は、許可を受けた場所の有効利用として、申請地の西側にある、申請人が賃貸物件として所有する店舗の駐車場として整備するため、農地転用事業計画の変更承認を申請し、転用目的を変更するものです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、ここで農業委員会総会を暫時休憩します。 農業委員協議会に入ります。 (協議会10:51から10:54まで)
菊入会長	深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。事務局から説明願います。
後藤次長	記載の法人より、農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたので審議をお願いします。農地所有適格法人の報告につきましては、農地法第6条第1項において、農地所有適格法人は農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないこととされており、さらに農地法施行規則第58条第1項では、毎年事業年度の終了3ヵ月以内に農地又は採草放牧地の所在地を所管する農業委員会に提出しなければならないとし、農地法施行規則第58条第2項では、提出添付書類が定められております。また、農地所有適格法人の確認すべき要件につつま

菊入会長	<p>しては、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件があり、農地法により定められたこの5要件を満たすことが農地所有適格法人の絶対条件とされています。農業委員会では提出された報告書と添付書類により、要件を満たしているか把握し、要件を満たされていない法人に対しては、指導を行うことと定められております。報告のありました法人数は43件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら43法人については、いずれも要件の全てを満たすと考えております。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号、6番で大森委員、29番で安村委員、38番で大川委員、39番で高橋委員の議事参与をそれぞれ制限します。それでは質疑を受けます。</p> <p>（「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>以上で、議事は全て終わりましたので、農業委員会総会を終了します。</p> <p>（総会終了 10時58分）</p>